

ヤマトグループ健康保険組合
個人情報保護委員会規程

(設 置)

第1条 ヤマトグループ健康保険組合（以下「組合」という。）にヤマトグループ健康保険組合個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、組合の個人情報保護に関し、個人情報保護管理規程、システム等運用管理規程、情報セキュリティ基本方針、プライバシーポリシーの策定・改訂並びに個人情報保護および情報セキュリティに関する事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 前項の策定及び改訂に関すること。
- (2) 個人情報保護や情報セキュリティに係る重要事項に関すること。
- (3) 個人情報保護や情報セキュリティに関する教育及び啓発に関すること。
- (4) 委託先へ預託する個人情報の管理に関すること。
- (5) 情報セキュリティポリシー遵守の励行への対応に関すること。
- (6) その他、個人情報保護及び情報セキュリティに関すること。

(組 織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 個人情報方保護責任者 データ保護管理者 機密文書管理責任者 （常務理事）
- (2) 個人情報保護管理担当者 データ保護担当者 （事務長）
- (3) 教育担当者 個人情報保護窓口責任者 情報システム管理者
- (4) 各グループ管理者（各グループ担当マネージャー）
- (5) その他

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は常務理事を副委員長は事務長をもって充てる

2 委員長は、委員会を招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は月1回を目途に定期開催を原則とする。

- 2 第4条第1項第5号の委員は、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。
また、必要に応じ上記の委員のほか外部の有識者の出席も可とする。
- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。
- 3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の会議録管理および庶務は組合の管理グループが処理する。なお、必要に応じ会議録は関係各署に対し公表する

(規程改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において定める。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、2026年8月1日から施行する。